

## 東京大学先端科学技術研究センター 航空宇宙モビリティ分野

### 特任助教（特定有期雇用教職員） 募集要項

職名及び人数	特任助教 1名
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日
更新の有無	<p>更新する場合があり得る。</p> <p>更新する場合は 1 年ごとに行うが、更新回数は 1 回、在職できる期間は令和 10 年 3 月 31 日を限度とし、以後更新しない。</p> <p>更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。</p>
試用期間	採用された日から 14 日間
就業場所	東京大学先端科学技術研究センター 航空宇宙モビリティ分野 (東京都目黒区駒場 4-6-1) 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）
業務内容	<p>伊藤研究室（航空宇宙モビリティ分野）が国内航空会社等と共同で実施する「持続可能な航空機運航に関する研究開発」を行う。具体的には、機械学習・データ分析に基づく環境負荷を抑止する航空経路の設計および航空機運用方法の研究開発と、シミュレーション実験および実機実証による性能および実現可能性の評価を行う。国内外のさまざまな工学、情報科学分野を含む専門家と密に協業し、研究チーム内のプロジェクト管理および学生の指導補助も行う。</p> <p>変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。</p>
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 60 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則 55,000 円／月まで）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	<p>期待する能力・経験などは以下のとおりです。</p> <p>応募にあたり、全ての条件を満たしている必要はありませんが、なるべく多くの条件を満たしていることが望れます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 博士の学位を取得済み、または取得見込みであること</li><li>2) 解析対象は問わないが、機械学習・データサイエンスに関する研究とプログラミング（Python、Java を含む）の実務経験を有すること</li><li>3) シミュレータ開発・運用の経験があること</li><li>4) 科学技術者としての、基本的な英語力を備えること</li></ol>

	5) 航空交通および航空機運航の DX 化に熱意をもって取り込める人材であること
提出書類	1) 東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a>
提出方法	メールにてご提出ください。 東京大学先端科学技術研究センター 航空宇宙モビリティ分野 担当：伊藤 e-mail: <a href="mailto:eriitoh@g.ecc.u-tokyo.ac.jp">eriitoh@g.ecc.u-tokyo.ac.jp</a>
応募締切	令和 7 年 11 月 10 日（月）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
問い合わせ先	〒153-8904 東京都目黒区駒場 4-6-1 東京大学先端科学技術研究センター 航空宇宙モビリティ分野 担当：伊藤 e-mail: <a href="mailto:eriitoh@g.ecc.u-tokyo.ac.jp">eriitoh@g.ecc.u-tokyo.ac.jp</a>
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：中断期間分の雇用延長はしない。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</li> </ul>